

判定区分Ⅳの施設は、緊急措置又は恒久措置まで実施。

＜判定区分Ⅳの構造物＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の状況	今後の予定
柏崎市	みとがわばし 三十川橋	市道 柏崎前戸線	不明	木桁、木床版の腐食	全面通行止	H31年度 撤去
柏崎市	いだにばし 居谷橋	市道 柏崎寄合居谷線	不明	上部工(RCプレキャスト 版)のひび割れ・たわみ	損傷部材除去 通行止解除	-
新潟市	とよさか 豊栄1-106号線 1号橋	市道 豊栄1-106号線	不明	・コンクリート床版・主桁の 剥離・鉄筋露出 ・パイルベント橋脚梁コン クリートの亀裂	片側交互通行	撤去の上、 盛土構造に変 更予定

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態